

令和元年10月29日宣告 裁判所書記官 藤 野 直 子

平成30年（わ）第1188号

判 決

本 籍

住 居

Y

昭和37年 月 日生

上記の者に対するわいせつ誘拐、準強制わいせつ被告事件について、当裁判所は、
検察官高牟禮雄太及び国選弁護士古家弘樹郎各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役2年8月に処する。

未決勾留日数中300日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、 A （当時33歳。以下「被害者」という。）を誘拐してわいせつな行為をしようと考え、平成30年7月16日午後5時15分頃、千葉市

所在の 立体駐車場出入口先路上において、被害者に対し、何らかの甘言を用いるなどして自転車後部荷台に乗車させて発進し、同日午後5時28分頃、同市 に連れ込んで自己の支配下に置き、もってわいせつの目的で被害者を誘拐し、その頃から同日午後5時55分頃までの間、被害者が知的能力障害のため心神喪失の状態にあることに乗じてわいせつな行為をしようと考え、同客室の浴室内において、全裸の被害者の乳房やその付近などを直接触るなどし、もって人の心神喪失に乗じてわいせつな行為をした。

(証拠の標目) なお、書証に付記した数字は、記録中の証拠等関係カード記載の検察官請求(甲)証拠の番号である。

- ・ 被告人の当公判廷における供述
- ・ 第1回公判調書中の被告人の供述部分
- ・ 証人 B 及び同 C (第7回公判期日におけるもの)の当公判廷における各供述
- ・ 被害者の警察官に対する供述調書抄本(甲2)
- ・ 現場の位置関係報告書(甲7)、電話聴取報告書(甲10)、捜査報告書(甲5(抄本)、15、16)、写真撮影報告書(甲8、13)、防犯カメラ解析結果報告書(甲12(抄本)、28)、録画記録媒体作成報告書(甲30)
- ・ 精神鑑定書(甲33)

(事実認定の補足説明)

1 弁護人の主張

弁護人は、被告人は、わいせつ誘拐罪の成否に関し、わいせつの目的を有していないし、被害者を自転車後部荷台に乗車させるに当たり、甘言を用いるなどしていないなどとし、準強制わいせつ罪の成否に関し、ホテル浴室内で被害者の陰部に直接接触しておらず、被害者が知的能力障害のため心神喪失の状態にあると認識していなかったとして、いずれについても被告人は無罪であると主張し、被告人も概ねこれに沿う供述をするので、以下検討する。

2 関係証拠によれば、以下の事実が容易に認定でき、弁護人もこれらを特に争っていない。

(1) 被害者は、平成30年7月16日(以下に説示する時刻は同日のものである。)、その母(C 。以下、単に「母」という。)と共に (以下「本件パチンコ店」という。)を訪れ、母の遊技中単独で行動していた。

(2) 本件パチンコ店に入店した被告人は、午後5時4分頃、同店休憩室の出入口自動ドア前で、ドアを開ける操作ができずにいた被害者の傍らでドアを開く操作をし、

その後、休憩室内で飲食する被害者の隣に着席して被害者に話し掛けた。被告人は、午後5時14分頃、被害者を伴って本件パチンコ店を退店し、被害者と並んで歩きながら付近路上で待たせる指示をした後、本件パチンコ店立体駐車場に入り、午後5時15分頃、自転車を押して被害者の元に戻り、自転車後部荷台に手をやるなどした。その後、被告人は、被害者を後部荷台に乗せた状態で自転車を運転し、その場を立ち去った。

(3) 被告人は、午後5時20分頃、(以下「本件ホテル」という。)至近のコンビニエンスストア前に自転車を駐車し、被害者を伴って本件ホテルに入った。そして、エレベータで3階に向かい、午後5時28分頃、本件ホテル301号室(以下「本件客室」という。)に入室した。

(4) 被告人及び被害者は、午後5時55分頃、本件客室を退室して、午後5時57分頃、本件ホテルを後にした。110番通報を受けて付近を検索していた警察官は、午後6時2分頃、被害者を後部荷台に乗せて自転車を運転する被告人を発見して職務質問を開始し、被害者を保護した。

3 準強制わいせつ罪の成否について

(1) 被害者が心神喪失であったか否かについて

被害者の知的能力障害の有無・程度等について鑑定を行った C 医師は、児童精神医学や認知症を扱う専門医としての豊富な臨床経験がある。そして、被害者や母に対するインタビュー等のほか、各種検査を実施し、その結果を踏まえて同医師が行った本件での鑑定手法等に不合理な点が見当たらず、精神鑑定書及びその内容や被害者の状態等に関する同医師の公判供述(以下、これらを「C 鑑定」という。)は十分信用することができる。

そして、C 鑑定によれば、被害者は、3歳5か月程度の精神年齢で最重度との境界に近い重度の知的能力障害を有するところ、裸で抱き合ったりキスしたりする行為等への興味を持ち、それが日常とは切り離された特別な行為であって、恥ずかしさを伴い、第三者の前で公然と行うものでないことは漠然と理解しているものの、

性差や性別の役割などに関する認知は、自己認識も含め全般的に未分化未成熟であり、性的な行為の概念的理解は到底得られておらず、性的な行為に関する被害者の理解は不十分である。

C 鑑定により認められる性的行為に関する被害者の認知理解の程度に加え、後述のとおり自己の被害内容の仔細を述べることができていないことをも総合すると、被害者は、本件当時、性的行為の持つ社会的意味合いを理解できず、性的な行為の是非等を自ら判断し、意思決定を行うことができない状態にあったといえるから、被害者は、刑法178条1項にいう心神喪失の状態にあったと認められる。

(2) 被害者の供述について

A 被害者の供述内容等

被害者は、本件当日、警察官により保護された直後に警察車両に乗り、母に対し本件ホテル内での出来事を若干説明し、その後警察署で警察官による事情聴取をされた際、ホテルで何をしたかと聞かれ、「エッチなこと」「触られた」などと述べ、どこをですかと聞かれ、「胸と下」と答え、どうやって触られたか問われ、「手で」と答え、胸を服の上から触られたか問われ、「うん」と答えた。また、服は脱いだかなどと聞かれ、「全部脱いだ」「自分で下に脱いだ」などと答えた。また、部屋に何があったか問われ、「お風呂入った。」と答え、シャワーだけかと問われ、「シャワー」と答えるなど、断片的ではあるが、被害状況に関する供述をした（以下、この警察官に対する供述（甲2）を「初期被害供述」という。）。

イ 被害申告の経過や初期被害供述の聴取状況等について

母は、被害者が、警察官に保護された直後、母と二人きりの警察車両内で、「ホテル、シャワー」と言い、何かされたか尋ねると「胸と下」と言いながら両手を胸部と股間辺りに当てる仕草をし、続けて触られたか尋ねると、うなずいた旨を述べている。格別疑わしいところがない母の供述によれば、上記告白は、警察車両内で特に誘導的な言辞を契機とすることなくされており、初期被害供述を聴取した警察官によれば、その聴取においては、付き添っていた母の言動などにも注意しながら、

被害者に対して暗示的、誘導的なものにならないよう配慮した聴取がされたと認めることができ、問答形式で残された供述内容（甲2）に照らして、その際、被害者は、自主的にホテル内の出来事等を述べたと認めることができる。そして、被害者は、証人尋問では前述の知的能力の限界もあって被害状況に関する実質的な供述ができていないが、初期被害供述の段階までは、保護直後に警察車両内でした申告とほぼ同内容のわいせつ被害を供述している。そして、初期被害供述は、本件ホテルを出た後さほど時間が経過していない時期にされているから、ある程度記憶が保持され、これに基づく供述ができていたとうかがえる（警察官などによれば、被害者は、保護直後に立寄先のホテルの確認を求められ、本件ホテルを含む3か所のホテルを指示し、そのうち本件ホテルの前で大きな仕草で指を突き出す仕草をした。）。

ウ 初期被害供述は、後記のとおり被告人が自認するわいせつ行為等（ホテル内で二人が全裸になりシャワーを浴びたこと、胸などを触ったことなど）とも一応符合するとみることができる。知的能力障害のため表現などには限界があるものの、この初期被害供述は、シャワーを浴びたことのほか、胸を触られたこと（胸が痛かった旨も述べている。）や胸より下の部位を触られたと被害者が感じるような行為を受けた被害体験を述べているという限度では、これを信用することができるというべきである。

エ なお、被害者は、令和元年6月に実施された証人尋問においては、初期被害供述にある事実のほぼ全てを供述できていない状況にあったが、C 鑑定によれば、被害者は重度の知的能力障害があり、その体験事実が断片的に現在の記憶に残っていても、その意味等についての認識が不十分であることや、本件後の事情聴取等を通じて本件を嫌な出来事として捉え、無意識に供述を拒んでいる可能性があることなどが指摘されており、この心理状態等を踏まえると、上記供述経過も不自然とはいえず、初期被害供述の信用性を格別減殺するものではない。

オ 初期被害供述で、被害者が「胸と下」として述べている事実の意味について検討すると、被害者が述べる「胸」が乳房を含む胸部であることは母等を示した仕草

からして明らかである。

これに対し、「下」の意味については、被害者は「下は服の上から触られましたか」と問われ、「してない」と答え、「服を脱いでから下を触られましたか」と問われ、「した」と答えるも、続けて「どうやって触られましたか」と問われ、「してない」と述べ、「下は痛くなかったか」と聞かれ、「うん」と述べた。恥ずかしさなどのために「下」についての具体的説明ができなかった可能性もあるが、「下」が陰部を局所的に示していると評価することはできない。そして、「下」に関する全体的な供述内容や被害者の言語能力等に照らして、「下」が胸より下のどの身体部分として語られているかについては、慎重な評価をする必要がある。

カ なお、弁護人は、本件客室内での出来事に関する被害者の供述について、知覚、記憶、表現及び叙述の各能力に疑いがあると指摘するが、C 鑑定によれば、上記の限度で信用性を肯認できるというべきである。

(3) 被告人の公判供述について

ア 被告人の公判供述

被告人は、公判廷で、要旨、以下のとおり供述する。すなわち、被告人は、本件当日、本件パチンコ店の休憩室で、社交辞令で「送って行ってあげようか」などと言い、自転車に乗ることを促すと、被害者はこれに応じて後部荷台に乗った、被害者の指示のとおり自転車を走らせ、偶然本件ホテルにさしかかり、シャワーを浴びるか聞くと、被害者はこれに応じた、客室内で「よかったら脱ぐ」と言うと、被害者は自分で服を脱いで全裸となり、被告人も脱衣して一緒に浴室に入った、被告人は、「流してあげようか」と言って、シャワーの湯を被害者の首辺りに掛け、右手で被害者の胸をさするように触った、陰部を触ろうと手を伸ばしたが、無理しなくてよいと考えて止めた、浴室を出てベッドで横になるかどうか聞いたところ、被害者が拒否したのでやめた、本件ホテルを出て被害者の家に向かう途中、職務質問された、被害者は「天然系」だと思ったが、知的能力障害があることには気付かなかった。

イ 被告人の公判供述の信用性について

被告人の供述中には、重度の知的能力障害を有して、言語等による意思疎通にも困難を抱えている被害者について、本件パチンコ店で話しかけてから30分間以上にわたり被害者と応対しながら、その知的能力障害に気付かなかつたと述べたり、後記のとおりわいせつの意図がなかったかのように述べたりするなど、明らかに不自然な部分があり、全体としてかなりあいまいな供述をしていて、にわかに信用し難いといえる。また、シャワーを浴びながら、陰部の方を触ろうとしたが無理する必要もないと考えてそれ以上は触らなかつたと述べる被告人の供述部分も不自然と見る余地がある。

しかしながら、他方、被告人は、全裸の被害者と一緒に浴室でシャワーを浴び、その際、シャワーで被害者の身体を流しながらその胸を触ったりしたと、自己にかなり不利な内容を自認する供述をしていて、この部分に限っては不自然ともいい難く、初期被害供述と一致するところもある。そして、身体的な動作にも問題を抱える被害者に対しわいせつ行為を続けることに大きな支障がないのに、30分弱で本件ホテルを退室しており、何らかの事情で被告人がわいせつ行為の続行を止めた可能性は否定できないところ、シャワーを流しながら被害者の乳房など胸部に触れ、更に下半身に向けて触ろうとしている途中で、わいせつ行為の続行を止めたとする供述を一概には否定できない。前記のとおり、不憫ではあるが被害者は下半身の部位を厳密に特定して説明するのは困難であるとうかがえ、胸から下の部位をシャワーで流しながら触れ、局部にまで至らずに途中で止めた被告人の行為について、「下」を触られたと表現し、一方で「してない」などと表現して述べている可能性も否定しきれない。

(4) 被告人によるわいせつ行為などについて

以上によれば、初期被害供述と被告人の公判供述とが一応符合する限度で、被告人が判示のわいせつ行為をした事実が認められる。そして、被害者が重度の知的能力障害を有していることは被告人も認識していたと容易に推認できる。したがって、

被告人が被害者の心神喪失の状態に乗じてわいせつ行為をしたと認められる。

4 わいせつ誘拐罪の成否について

(1) 前記2の認定事実によれば、被告人は、被害者を本件パチンコ店前の駐車場付近で自転車後部荷台に乗せて連れ出し、本件客室に連れ込んでいる。C鑑定を含む関係証拠によれば、被害者は重度の知的能力障害を有し、意思疎通能力が極めて低いこと、上下肢等の機能障害を合併していると認められることを総合すると、被告人は、被害者を事実的な支配下に置いたものと優に認められる。

被告人は、本件パチンコ店を立ち去り、約5分後に本件ホテル付近のコンビニエンスストアに至り自転車を止め、本件ホテルに向かっている。本件ホテルは本件パチンコ店の南西方向に位置しており、本件ホテル退出後に移動した職務質問の場所とは距離及び方向の点でも明らかに異質な位置にあり（甲7）、当初から本件ホテルに意図的に向かったものと推認できる。なお、被告人は、被害者を自宅に送るため、その指示に従って自転車を走らせ、偶然本件ホテルに至った旨供述するが、知的能力障害の程度等を踏まえると被害者が自転車に乗りながら逐次の方向の指示を出すことも相当困難なはずであることから、不自然といわざるを得ない。

加えて、被告人が本件客室に入って短時間で全裸となって浴室で被害者とともにシャワーを浴び、判示のわいせつ行為に及んでいることを併せ考慮すると、被告人は、遅くとも本件パチンコ店付近で被害者を自転車後部荷台に乗せて発進した時点において、被害者をホテルに連れ込んで、被害者に対してわいせつな行為をする目的を有していたと推認することができ、推認を妨げる事情は証拠上認められない。

(2) また、C鑑定や母の公判供述によれば、被害者は他人とごく簡単なコミュニケーションを取ることができると認められるところ、防犯ビデオの画像などによれば、被告人は、本件パチンコ店休憩室で被害者に話し掛けた後に店外に連れ出し、路上で待たせていた被害者に対し若干のやり取りをして自転車後部荷台に乗せている。その際、被害者に対し、被告人が何らかの甘言を用いて乗車を促したことは容易に推認することができるというべきである。

(3) 以上によれば、判示のわいせつ誘拐の事実を優に認めることができる。

(確定裁判)

被告人は、平成30年2月16日千葉地方裁判所で未成年者略取未遂罪により懲役2年（4年間執行猶予・付保護観察）に処せられ、その裁判は同年11月20日確定したものであって、この事実は前科調書（乙7）によって認める。

(法令の適用)

被告人の判示所為のうちわいせつの目的で誘拐した点は刑法225条に、心神喪失の状態にあることに乗じてわいせつな行為をした点は同法178条1項（176条前段）にそれぞれ該当するところ、このわいせつ誘拐と準強制わいせつとの間には手段結果の関係があるので、同法54条1項後段、10条により1罪として重いわいせつ誘拐罪の刑で処断し、これは前記確定裁判があった未成年者略取未遂罪と同法45条後段の併合罪であるから、同法50条によりまだ確定裁判を経ていない判示の罪について更に処断し、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役2年8月に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中300日をその刑に算入し、訴訟費用は、刑訴法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、重度の知的能力障害を抱える被害者に対し、甘言を用いるなどして自転車に同乗させてホテル客室に連れ込み、その知的能力障害に乘じ、浴室で全裸の被害者の胸部等に直接触れた、わいせつ誘拐、準強制わいせつの事案である。

パチンコ店に偶然居合わせた知的能力障害を持つ被害者に対し、その重い障害に乘じ、わいせつ行為をする目的で誘惑して誘拐した動機・態様は誠に卑劣である。また、本件客室に入室した直後、シャワーを浴びることを勧めて被害者に脱衣させ、被害者に湯を掛けながらその乳房等を触ったわいせつ行為の態様は悪質である。一連の犯行は、重い障害を抱える無垢な被害者の心身の平穩を著しく害するものであるばかりか、被害者を支える家族の心情をも大きく損ねていて、母が厳刑を望むの

は当然である。

被告人は、ホテル内でのわいせつ行為などの一部については認めるものの、被害者の知的能力障害の有無などについて不合理な弁解を弄しており、反省の情は全く見られない。しかも、本件は、未成年者略取未遂罪（14歳女子中学生に対する連れ去り未遂事案）に係る控訴棄却判決に対する上告申立て直後に敢行されたものであり、公判供述をみても罪障感は乏しく、この種事犯に関する規範意識は鈍麻している。

以上の事情に照らすと、本件の犯情は悪く、被告人の刑事責任は重いというべきであり、相当期間の実刑は免れない。

そこで、本件犯行が殊更に粗暴な行為を伴うものではないことなど被告人のために酌むことができる事情に加えて、本件が前掲確定裁判の余罪であり、同確定裁判に係る刑の執行猶予の言渡しが取り消されることとなること（もっとも本件は上告申立て後の犯行であるので、この余罪がある点をしん酌するにも限度がある。）などを量刑に当たり考慮し、主文の刑を定めた。

（求刑・懲役4年）

令和元年10月29日

千葉地方裁判所刑事第5部

裁判長裁判官

小池 健治

裁判官

谷口 吉伸

裁判官

本田 真理子